

【別紙】 特定した情報の目録

【所管課： 総務課】

No.	文書の名称（文書の種類）			文書 面数	開示することができない部分及び理由		1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)
	文書	電磁的 記録			開示することができ ない部分の概要	理 由											
1	取手市政治倫理審査会委員名簿	○		1			○								○		
2	政治倫理審査会委員の決定について	○		2	政治倫理審査会公募委員の年齢、住所	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	○										
3	令和元年政治倫理審査会委員の選考基準	○		1				○						○			
4	取手市政治倫理審査会公募委員選考委員会設置要綱	○		2					○					○			
5	令和元年 取手市政治倫理審査会応募者一覧	○		1	政治倫理審査会応募者の氏名、フリガナ、性別、生年月日、年齢、職業、住所、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。					○						
6	応募用紙(原本)	○		7	政治倫理審査会応募者の氏名、ふりがな、生年月日、性別、住所、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス、職業、経歴、その他参考事項欄	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。						○					
7	応募用紙(会議用)	○		7	政治倫理審査会応募者の性別、年齢、職業、経歴、備考欄	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。						○		○			
8	応募動機の作文(ワード版)	○		15	政治倫理審査会応募者の作文内容	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。						○		○			
9	応募動機の作文(原本)	○		11	政治倫理審査会応募者の作文内容、氏名	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。						○		○			
10	取手市政治倫理審査会公募委員募集に係る選挙人名簿登録の有無について	○		2	政治倫理審査会応募者の氏名、フリガナ、性別、生年月日、住所	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。							○				
11	令和元年度 第1回取手市政治倫理審査会公募委員選考委員会(次第)	○		1										○			
12	取手市政治倫理審査会委員公募要綱	○		3										○			
13	政治倫理審査会 公募委員 スケジュール	○		1										○			

